

委員会提出議案第26号

研究所等で発生する放射性廃棄物の最終処分地に関する意見書

放射性廃棄物に対する安全対策については、原子力基本法等に基づき、含有する物質の種類や量により措置の方法が定められているところである。

今後、全国の放射性物質を使用した研究所等において大量の放射性廃棄物の発生が予想されるが、最終処分に関しては単に科学的に安全とするだけでなく、住宅等が所在する地域から離れた場所の確保など、国民に対しより安心できる対策が求められる。

本市においては、大宮区北袋町の三菱マテリアル株式会社総合研究所大宮研究センター（現大宮総合整備センター）が昭和29年から昭和63年まで、また、同社の敷地において、三菱原子力工業株式会社（現ニュークリア・デベロップメント株式会社（以下「NDC」という。））が昭和33年から平成13年まで、それぞれウランを使用して原子力関係の研究開発を行っていた経緯がある。

三菱マテリアル株式会社及びNDCは、平成17年6月末までに、建屋内除染と解体撤去に伴い発生した放射性廃棄物、及び汚染土壌の回収を順次進め、同敷地内の地下保管庫に、ドラム缶にして約4万本の放射性廃棄物を収納し安全対策を完了した。

当保管庫は、現行の建築基準法に定められた耐震基準を満たす建物として設置されており、保管物は、災害時も安全とされているが、地域の住民にとっては、低レベルといえども大量の放射性廃棄物の保管に対し、心情的には完全に不安を払拭することができない。

三菱マテリアル株式会社では、毎年定期的に現地視察や説明会を実施し、地域住民の安全確保及び不安解消に努めているが、恒久対策に関しては、国と一体となって取り組む必要があると認識している。

国では、研究所や病院などから発生する放射性廃棄物に関して、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を一部改正し（本年6月6日公布、本年9月1日施行。）発生者責任の原則や処分業務の実施体制を明確化したところである。現在、主務大臣（文部科学大臣、経済産業大臣）のもとで、処分業務の基本方針を策定中だが、最終処分地の確保が深刻な課題となっている。

以上のことから、国においては、研究所などから発生する放射性廃棄物に関して、

本市大宮区北袋町をはじめ全国約 2 , 5 0 0 ヶ所で、ドラム缶にして計 5 5 万本相当が保管されている現実を真摯にとらえ、それら用地の有効活用や周辺住民の不安解消のためにも、最終処分地の確保に積極的かつ早急に取り組み、処分事業の推進を図ることを強く要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日提出

さいたま市議会市民生活委員会

委員長 沢 田 力